平成２１年（フ）第２３３１号
京都府宇治市宇治半白73番地の23
債務者　谷口　正晴
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　哲生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３３２号
京都府宇治市小倉町西山53番地の54
債務者　海野　貞夫
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　哲生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４９５号
京都市右京区太秦開日町２番地３　メゾンＴＭＩ301号
債務者　西村　寿子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７５号
広島県安芸高田市甲田町高田原1364番地
債務者　深見　　司
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　剛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
広島地方裁判所三次支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第８号
香川県高松市塩屋町13番地８
債務者　株式会社丸讃
代表者代表取締役　安藤　孝雄
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３２８４号
福岡市早良区小田部３丁目５番31号
債務者　堀田　純子（旧姓柴﨑）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９０２号
仙台市太白区長嶺10番11号　植野ハイツ202
債務者　小野寺　愛
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１５号
宮城県亘理郡亘理町字裏城戸210番地１　酒井荘１号
債務者　小西　淳子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１６号
宮城県塩竈市芦畔町９番６号
債務者　吹田　耕子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
仙台市若林区新寺４丁目３番20―206号
債務者　望月　道子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３５２３号
愛知県半田市乙川稗田町128番地の１　空Ｓｋｙ　Ｖｉｌｌａｇｅ102
債務者　山下　北斗
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６３０号
愛知県瀬戸市萩山台８丁目２番206号
債務者　児玉　祐之
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７２号
広島県三次市畠敷町607番地１
債務者　山下由香里
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第１８５号
島根県大田市温泉津町小浜イ137番地12
債務者　堂前　實男
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第４００号
群馬県前橋市南町２丁目42番地２
破産者　有限会社アートホーム
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第８４号
新潟県加茂市大字後須田1276番地
破産者　樋口耕太郎
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第３６３号
札幌市東区北32条東12丁目１番21号
破産者　株式会社エフ・ケー建築事務所
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部